

第21回気候変動枠組条約締約国会議COP21に向けた国の対応と  
病院・診療所への支援方策に関するお願い

日本医師会は、四病院団体協議会とともに、1997年の京都議定書を基本に「病院における地球温暖化対策自主行動計画」を策定し、CO<sub>2</sub>排出原単位を年率1.0%削減（6年間で6%削減）する目標設定を行い、基準年度2006年度比で17.9%削減（年率3.23%削減）を達成しました。

診療所についても2010年から自主的に、CO<sub>2</sub>排出原単位を年率1.0%削減する目標設定を行い、2008年度を基準年とした削減率は年率4.12%削減を達成しました。

これら削減の大きな要因としては、病院・診療所とも、ソフト面を中心とした省エネへの積極的な取組み姿勢があると考えております。

しかし、2015年末のCOP21（パリ）では、IPCCの厳しい第5次評価報告書を受け、京都議定書とは全く異なる国際環境の中で、ハード面中心でなくては対応出来ない大幅なCO<sub>2</sub>削減目標の設定が予想されます。

## 第21回気候変動枠組条約締約国会議COP21に向けた国の対応と

### 病院・診療所への支援方策に関するお願い

- 1 国はCOP21に向け、公定価格によって運営され、通常以上の設備投資が制限される病院・診療所等に配慮した、削減目標を設定して頂きたい。
- 2 国は、削減目標のみならず目標達成のための、病院・診療所等に対する低炭素排出型施設・機器整備等、ハード面への支援方策を併せて明らかにして頂きたい。
- 3 国は、地球温暖化対策推進本部はもとより、環境省、経済産業省、資源エネルギー庁における検討において、環境変化から影響を受ける「人の健康」と関わりがあり、かつ「エネルギー・ユーザー」である日本医師会等の意見を述べる場を設けて頂きたい。
- 4 国は、参加事業者数の非常に多い、民間病院業界の低炭素社会実行計画策定、及びフォローアップ作業への財政的支援を行って頂きたい。

平成27年4月6日

水銀に関する水俣条約の追加的措置の施行に向けた  
水銀血圧計・水銀体温計の廃棄処理方法の整備に関するお願い

水銀やその化合物から健康や環境を保護するために、2013年10月の外交会議で「水銀に関する水俣条約」が採択され、現在、世界各国で条約発効に向けた準備が進められております。

本条約の発効に伴い、2020年以降、水銀含有製品の製造ならびに輸出・輸入が原則禁止される見込みです。水銀血圧計・水銀体温計は、現在も多くの医療機関や健診センター、看護学校、家庭などで用いられていることから、「水銀に関する水俣条約」の発効による混乱が危惧されています。

そこで下記の点について、ご検討のうえ、是非とも要望にお応えいただけますよう、お願い申し上げます。

- 1 国は、医療機関や看護学校等が水銀血圧計・水銀体温計などの水銀廃棄物を適正に廃棄処理するための費用補助をお願いしたい。
- 2 国は、一部の地域で実施している「水銀血圧計・水銀体温計の回収促進事業」を全国への拡大をお願いしたい。